

令和5年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和5年11月6日(月)

午後1時30分から午後2時30分

場所 役場3階合同委員会室

出席者

運営協議会委員

久米賢治、山崎正夫、安藤嘉教、小林峰生、石川求、酒井啓、鈴木元春、長坂典子、三瓶源太、久米博子

事務局

保険医療課長、保険医療課長補佐兼保険年金係長、保険医療課保険年金係主査、健康課長

欠席者

小林久枝、前田吉昭

保険医療課長

皆様、こんにちは。令和5年度第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

会議の前に、2点ご了承をお願いします。

1点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。しかしながら、本日の傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。

2点目は、本日の協議会は会議録を作成し、町ホームページで公開いたします。そのため、録音を行いますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。

本日は、小林久枝委員、前田吉昭委員の2名が欠席で、本日の出席委員は10名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

久米会長よりご挨拶いただきます。

会長

～挨拶～

保険医療課長

それでは、議事取り回しを会長をお願いいたします。

会長

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

次第2の「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっていますので、私が指名いたします。

長坂典子委員、酒井啓委員にお願いします。

会長

それでは、次第3の議題に入ります。「第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画（案）について」です。事務局は説明をお願いします。

保険医療課長補佐兼係長

基本事項としてデータヘルス計画策定の前提となる背景や基本情報、今回の第3期計画の標準化についてご説明いたします。

既にご存知の内容も含まれていると思いますが、再確認の意味も含めまして初めからの説明をいたします。

まず、計画の趣旨ですが、計画の1ページをご覧ください。データヘルス計画は、平成26年3月の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改正により、健康・医療情報を活用した保健事業の実施計画を策定することとなりました。それに基づき、東浦町では、平成28年度から生活習慣病対策をはじめとする健康増進、疾病の重症化予防に取り組んだ第1期データヘルス計画がスタートし、第1期の効果検証を踏まえ健康増進及び将来の医療費の削減を目的に、平成30年度から令和4年度までのデータヘルス計画第2期を策定しました。

続きまして、データヘルス計画の目的・概要について説明します。

データヘルス計画は、被保険者の健康の保持増進を支援し、病気の予防や早期発見を図り、医療費の適正化を目的としています。そして、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等を活用して、保健事業の実施計画を策定し、効果的かつ効率的な事業の実施及び評価をPDCAサイクルに沿って運用しています。

第1期、第2期のデータヘルス計画は、実施率に注目し保健事業を実施することに重点を置いて、評価、改善を行ってきました。

今回の第3期計画は、第2期計画の振り返りと、データ分析によって、現状を把握し、新しい事業を増やすのではなく、これまでの保健事業の実施を通じて健康課題を解決して、健康寿命の延伸と持続可能な国民健康保険の構築を目指しています。

また、第2期データヘルス計画と同様に保健事業の中核である特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法等を定める特定健康診査等実施計画との調和を取るために、第2章に第4期東浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画を一体的に策定しています。

今回のデータヘルス計画の特徴は、令和2年7月の閣議決定の標準化の推進を受け、愛知県の推進する計画様式や評価指標、データの標準化に取組み、県内の市町村と共通の評価指標（アウトプット指標）やアウトカムベースでの適切な業績評価の設定を行い、健康事業の実効性を高めることに重点を置いています。計画の作り方、様式、評価方法を統一することで、比較、経年的なモニタリングが可能となります。

また、東浦町の特徴と課題を可視化することで、効果を上げる方法や体制の工夫が抽出され、知見の横展開及び保健事業の質の向上並びに生涯を通じた健康管理につながることを期待しています。

本計画の期間は令和6年度から令和11年度までです。令和8年度に中間見直しを実施します。

計画の運用は、計画期間を通じて事業の進捗管理を年度ごとに実施し、個別の保健事業の評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を健康・医療質保を活用して確認します。

では、データヘルスの実施計画について担当よりご説明させていただきます。

保険医療課主査

計画の2ページから説明させていただきます。2ページには第3期計画の「基本情報」及び「現状の整理」について記載しています。3ページには、平均余命や医療費の分析、特定健康診査・特定保健指導の分析等、分類ごとに必要となるデータを国保連合会から提供してもらい、健康・医療情報等のデータ分析から見えた内容を記載しています。参照データにつきましては、計画の19ページ以降に掲載しています。

4ページには、計画全体の目的として「生活習慣病の発症及び重症化予防を図り、医療費適正化を目指す」という目的を記載し、データから分析した本町の健康課題をAからEにまとめています。健康課題は、A がん検診受診率の向上、B 若年層の特定健診受診率の向上、C 重症化する恐れのある糖尿病性腎症者に対する受診への意識付け、D 特定保健指導の強化、E 若年層からの骨づくり及び高齢者の転倒予防としています。

この健康課題の達成状況を図る指標として、計画全体の評価指標をiからviまで設定しました。この指標は愛知県より共通評価指標として示された8つの「総合アウトカム評価指標」のうち、先ほど説明しました町の健康課題とは絡まない「脳血管疾患有病者割合」及び「虚血性心疾患有病者割合」を除いて設定しています。この健康課題と、愛知県より共通評価指標として示された「個別事業アウトカム評価指標」及び「個別事業アウトプット評価指標」を参考に、1 特定健診受診勧奨事業、2 特定保健指導実施勧奨事業、3 がん検診受診勧奨事業、4 糖尿病性腎症重症化予防事業、5 ジェネリック医薬品利用差額通知事業、6 重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業、7 健康づくり教室開催事業、8 骨折予防事業の8つの事業を挙げています。

5ページから12ページには、各事業の個別事業シートを掲載しています。

5ページの特定健診受診勧奨事業及び6ページの特定保健指導実施勧奨事業につきましては、愛知県より示された標準化の様式を使用し作成しています。

また、7ページのがん検診受診勧奨事業は、重症化予防の受診勧奨用の標準化様式が愛知県より示されましたので、そちらを使用し作成しています。8ページの糖尿病性腎症重症化予防事業については、重症化予防の保健指導用の標準化様式を使用し作成しています。9ページのジェネリック医薬品利用差額通知事業、10ページの重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業、11ページの健康づくり教室開催事業、12ページの骨折予防事業につきましては、簡易版として愛知県から提供のありました標準化様式を使用し策定しています。

それでは、事業評価シートの見方につきまして、5ページの特定健診受診勧奨事業を例として説明させていただきます。5ページをご覧ください。

上段に事業の目的、概要、対象者を記載しています。対象者が目的を達成することができるように、その下の段にアウトプット指標とアウトカム指標を設定しています。アウトプット指標は活動指標であり、アウトカム指標は成果指標となります。アウトプット指標を達成することで得られる成果指標をアウトカム指標として設定し

ています。指標の下には事業のプロセスとストラクチャーをそれぞれの項目ごとに記載しています。

13 ページにはその他としまして、「計画の評価・見直し」「計画の公表・周知」「個人情報への取扱い」「地域包括ケアに係る取組」を記載しています。その他留意事項として、14 ページ以降に掲載しています。第4期東浦町国民健康保険特定健康診査等実施計画について、実施計画は、保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、第3期計画の中に取り込み、保健事業を一体的に推進していくこととしています。

以上で説明を終わります。

会長

本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

委員

各ページのアウトカム指標、アウトプット指標の2024年度から2029年度までの数値は、こういった値が記載されているのでしょうか。

健康課長

今後目指していく数値、目標としていく数値を記載しています。

保険医療課長

実績値はその年度が終わってからの確定となります。実績は毎年度ごとに確認していきます。

委員

9ページのジェネリック医薬品利用差額通知事業について、対象者に通知を出すだけではなく、医者に対して何か働きかけていることはありますか。

保険医療課長

本町が保険者として医者特に何か行っていることはありません。対象者にジェネリック医薬品への切り替えを促す事業としています。医療機関によっては、先発医薬品がまだ処方されていることから、ジェネリック関連の評価指標が愛知県の共通評価指標に設定されたと考えられるため、本町の第3期計画にも取り入れました。

委員

院外処方においては先発医薬品にするのかジェネリック医薬品にするのかは、薬剤師の判断になります。現在はかなりジェネリック医薬品が普及していますが、院内処方では、まだ医者が先発品を処方することもあると思われるので、ジェネリック医薬品を普及させる運動は必要であると考えます。

委員

医者に対して、ジェネリック医薬品を処方することを促すことを目的とする事業にしても良いのではないかと考えます。

会長

その他ありませんか。私の方から、骨粗鬆症についてお尋ねします。食生活や運動については指導員が行うのですね。

保険医療課長補佐

実施は健康課やふくし課になりますが、栄養に関する教室など、各関連機関と連携をとって行っています。

委員

10 ページの重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業において、対象者の自宅に行くのは誰ですか。

保険医療課長補佐

国保連合会の保健師と本町の担当職員で自宅を訪問します。健康状態や生活状況を把握し、健康相談や適正受診を促すために話しを伺いに行くというものです。本人にも訪問していいかどうかを確認し、実施します。

会長

その他にご意見等はないでしょうか。他になければ原案のとおりでよろしいか承認いただけますでしょうか。

～承認確認～

会長

承認いただきましたので、12月13日から1月12日までのパブリックコメントに向けて事務局は準備を進めてください。

保険医療課長

今後の運営協議会については、来年2月2日（金）午後1時30分から、第3回運営協議会を開催します。この説明をもちまして2カ月前の事前通知は割愛させていただきます。この後、行政経営会議及び全員協議会で、議員及び町幹部に報告後、修正事項が出ましたら、修正した上でパブリックコメントを行います。事務局修正の上、2月2日に答申をいただきたいと思います。また、税率改正の見直し状況によっては、2月2日に諮問答申を行う可能性がありますのでご了承ください。

次回の会議も東浦町役場3階合同委員会室で行いますのでよろしくお願いいたします。

会長

以上をもちまして、本日の運営協議会を終了します。委員の皆さまには長時間にわたりご審議いただき誠にありがとうございました。

これをもちまして第2回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 30 分閉会